

桜岡小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月20日 策定

平成30年 1月改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

いじめを防止するための基本的な方向性として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめの未然防止（だれもが、安心して豊かに生活できる学校風土をつくる）
- ②早期発見、早期対応（いじめを見逃さない、教職員の児童を見る目と心を養う）
- ③適切な対処、措置（被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う）
- ④保護者や関係諸機関との連携（一体となっていじめ問題に対応する）

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

- ・学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない学校生活の実現を目指すことを目的とする。

2 組織の設置及び組織・運営

(1) 構成「いじめ防止対策委員会」の設置

児童指導委員会の委員（管理職や専任含む）で構成することとし、これを「いじめ防止対策委員会」とする。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 役割

- ・いじめ防止対策委員会が中核となり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ・いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、児童支援専任がコーディネーターとなり、管理職に報告、相談、連絡を行い、いじめ防止対策委員会が中心となり、全職員で対応していく。
- ・管理職の判断を仰ぎながら、児童支援専任がいじめに関する情報の収集や記録、対応の役割分担を中心となって行う。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成及びPDCAサイクルでの検証を行う。

(3) 運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月一回以上、定期的を開催する。また、いじめを認知した際は、直ちに「学校いじめ対策防止委員会」を開催する。
- ・「校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、管理をする。

3 いじめ防止及び早期発見に向けた取り組み

	取 組 内 容
いじめ未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル等） ○子どもの社会的スキル横浜プログラムの積極的活用 ○いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童・保護者に周知（HP等）
いじめ早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の見守りや信頼関係の構築等に努める ○元気カードや YP アセスメントシートによる情報収集や個別面談 ○いたずらやからかいがあった際の即時対応と原因究明
いじめに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会による組織的な対応 ○聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な対応 ○被害が継続しない体制作り（見回り等） ○原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関（警察・児童相談所・区役所等）との適切な連携 ○被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
いじめの解消 （2つの要件が満たされている必要がある）	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること ○いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議等を利用した定期的な児童理解の推進 ○いじめ防止、対応に向けた行内研修の充実 ○人権研修等の計画的な職員研修の実施
学校運営協議会の活用	○学校運営協議会等を活用した、地域ぐるみで解決する仕組みの推進

月	年間計画	
4月	学級づくり・授業づくり 懇談会・家庭訪問	月一回 「いじめ防止対策委員会」 開催 道徳公開授業
5月	元気カードアンケート	
6月	YP アセスメントシート（1回目）	
7月	前期前半のふり返しカード	
8月	職員研修（人権）	
9月	元気カードアンケート	
10月	懇談会	
11月	元気カードアンケート	
12月	いじめ解決一斉キャンペーン 人権週間 学校評価アンケート 後期振り返りカード	
1月	YP アセスメントシート（2回目）	
2月	元気カードアンケート	
3月	懇談会	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会南部教育事務所に報告する。

(2) 重大事態の調査・報告

- ・いじめ防止対策委員会を中心に、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

(3) 児童・保護者への報告

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回は点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

この桜岡小学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取り組みとなるよう、学校運営協議会の意見を聞きながら、保護者及び地域の理解と協力のもと策定し、いじめ防止対策委員会を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直し、公表していくようにする。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れる等、児童の主体的かつ積極的な参加を確保するようにする。